主

原判決中被告人三名に関する部分を破棄する。

被告人Aを懲役三年に、被告人Bを懲役二年に、被告人Cを懲役一年六月に各処する。被告人A、同Bの原審における未決勾留日数中各六〇日を同被告人らの右本刑に算入する。

本件控訴の趣意は、被告人Aにつき弁護人向江璋悦、同安西義明、被告人Bにつき弁護人島田武夫、同島田徳郎、被告人Cにつき弁護人西山義次、同山本隆幸各連署の控訴趣意書記載のとおりであり、これに対する当裁判所の審判は次のとおりである。(中略)

由

に違反したものとして非難することはできない。 以上原判決の理由不備ないし、訴訟手続の法令違反を主張する各論旨はいずれも これを採用することができない。

(その余の判決理由は省略する。)

(裁判長判事 関谷六郎 判事 内田武文 判事 小林宣雄)